

盛岡広域振興局長告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年1月8日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312205214	訪問介護事業所ぱんだ	紫波郡紫波町二日町字西七久保46番地4	平成27年12月31日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312205214	訪問介護事業所ぱんだ	紫波郡紫波町二日町字西七久保46番地4	平成27年12月31日

3 同行援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312205214	訪問介護事業所ぱんだ	紫波郡紫波町二日町字西七久保46番地4	平成27年12月31日